

## 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 施設整備マニュアル 正誤表

### ◆概要編

| ページ | 正  | ページ | 誤   | 備考   |
|-----|--|-----|---|------|
| P9  | <p><b>5 福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備</b><br/>                     (略)</p> <p>さらに、東京都建築物バリアフリー条例において、都は国内で初めて、宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、東京都福祉のまちづくり条例においても、宿泊施設の一般客室の整備基準を追加する規則改正を行いました。(令和元年9月1日施行)</p> <p>これを受け、区も令和元年12月にユニバーサルデザイン推進条例を改正・施行しました。</p>   | P9  | <p><b>5 福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備</b><br/>                     (略)</p> <p>さらに、東京都建築物バリアフリー条例において、都は国内で初めて、宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、東京都福祉のまちづくり条例においても、宿泊施設の一般客室の整備基準を追加する規則改正を行いました。(平成31年9月1日施行)</p> <p>これを受け、区も令和元年12月にユニバーサルデザイン推進条例を改正・施行しました。</p>   |      |
| P19 | ◆移動等円滑化経路◆   | P19 | ◆移動等円滑化経路等◆   |      |
| P23 | <p><b>(2) 傾斜路（建築物内に設けるものに限る）</b></p> <p>傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（下図①）、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（下図②）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</p> <p>又、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊場、長さが250cm以下の直進の踊場については、一部除外規定がある。</p> <p>(略)</p> | P23 | <p><b>(2) 傾斜路（建築物内に設けるものに限る）</b></p> <p>傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（下図①）、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（下図②）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</p> <p>又、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、段がある部分と連続して手すりが設けられている踊場、長さが250cm以下の直進の踊場については、一部除外規定がある。</p> <p>(略)</p> |      |
| P24 | <p><b>[2] 延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満の場合</b></p> <p>共同住宅・寮は1,000㎡未満かつ20戸未満であるが、全体で1,000㎡以上になるため、(特公)となる</p> <p>※ただし、供する部分がその他の用途の部分と床又は壁で区画されていること等により利用者の経路が分けられ</p>   | P24 | <p><b>[2] 延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満の場合</b></p> <p>共同住宅・寮は1,000㎡未満かつ20戸未満であるが、全体で1,000㎡以上になるため、(特公)となる</p> <p>※ただし、供する部分がその他の用途の部分と床又は区画されていること等により利用者の経路が分けられてい</p>  | 右下の図 |

| ページ        | 正  | ページ        | 誤  | 備考         |
|------------|--|------------|--|------------|
|            | ている場合を除く   |            | る場合を除く   |            |
| P25        | <b>【3】延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の場合</b><br>(特公) 展示場 400 m <sup>2</sup> | P25        | <b>【3】延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の場合</b><br>(特公) 展示場 400 m <sup>2</sup> | 左上の図       |
| P25        | <b>【3】延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の場合</b><br>事務所は <b>特別</b> 特定建築物ではない    | P25        | <b>【3】延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の場合</b><br><b>寮及び</b> 事務所は特定建築物ではない    | 左側上から2つ目の図 |
| P26<br>~29 | <b>6. ユニバーサルデザイン推進条例の届出対象施設と届出整備項目</b><br>※表の差し替え                      | P26<br>~29 | <b>6. ユニバーサルデザイン推進条例の届出対象施設と届出整備項目</b><br>※表の差し替え                      |            |

## 2 建築物編

| ページ | 正  | ページ | 誤  | 備考 |
|-----|--|-----|--|----|
| P50 | 授乳及びおむつ交換場所<br>●略<br>○略<br>●授乳及びおむつ交換場所の構造等は「 <b>2.1</b> 子育て支援環境の整備」の望ましい整備を参照する。  | P50 | 授乳及びおむつ交換場所<br>●略<br>○略<br>●授乳及びおむつ交換場所の構造等は「 <b>2.0</b> 子育て支援環境の整備」の望ましい整備を参照する。  |    |
| P54 | <b>【基本的な考え方】</b><br>階段は、高齢者、つえ使用者、視覚障害者等を含むすべての人の安全かつ円滑な通行を配慮した構造とする。<br>整備基準では、高齢者、障害者を含む不特定若しくは多数の者が利用する階段を対象とし、バックヤード及び屋上、テラスへ至る部分も含まれるが、遵守基準では、高齢者、障害者等を含む不特定 <b>かつ</b> 多数の者が利用する階段を対象としている。なお、非常階段など通常使用しない階段は対象としない。 | P54 | <b>【基本的な考え方】</b><br>階段は、高齢者、つえ使用者、視覚障害者等を含むすべての人の安全かつ円滑な通行を配慮した構造とする。<br>整備基準では、高齢者、障害者を含む不特定若しくは多数の者が利用する階段を対象とし、バックヤード及び屋上、テラスへ至る部分も含まれるが、遵守基準では、高齢者、障害者等を含む不特定 <b>若しくは</b> 多数の者が利用する階段を対象としている。なお、非常階段など通常使用しない階段は対象としない。 |    |
| P58 | 点状ブロック等<br>●略<br>●略<br>●略<br>●踊場への点状ブロック等の敷設を規定している。階段の上下端に <b>敷設する</b> 点状ブロック等については「3 廊下  | P58 | 点状ブロック等<br>●略<br>●略<br>●略<br>●踊場への点状ブロック等の敷設を規定している。階段の上下端に <b>敷設す</b> 点状ブロック等については「3 廊下   |    |

| ページ | 正  | ページ | 誤   | 備考 |
|-----|--|-----|---|----|
|     | 等」で規定している。<br>○略   |     | 等」で規定している。<br>○略  |    |
| P59 | 【図 4-7】 階段の点状ブロック等の例<br>・手すり水平部分 30cm 以上 2カ所削除   | P59 | 【図 4-7】 階段の <u>手すり</u> ・点状ブロック等の例   |    |
| P67 | 乗降ロビー<br>→【図 6-2】  | P67 | 乗降ロビー<br>→【図 6-3】   |    |
| P69 | 【図 6-1】 移動等円滑化経路を構成する<br>エレベーターの例<br>制御装置（かご内、乗降ロビー）<br>●視覚障害者が円滑に操作できる構造 <u>(*)</u><br>●略<br>●略<br>○略   | P69 | 【図 6-1】 移動等円滑化経路を構成する<br>エレベーターの例<br>制御装置（かご内、乗降ロビー）<br>●視覚障害者が円滑に操作できる構造<br>●略<br>●略<br>○略   |    |
| P78 | 望ましい整備<br>《エスカレーター》<br>・略<br>・ステップの水平部分は、3枚程度、 <u>定常段差</u> に達するまでのステップは5枚程度とする。<br>・略  | P78 | 望ましい整備<br>《エスカレーター》<br>・略<br>・ステップの水平部分は、3枚程度、 <u>通常段差</u> に達するまでのステップは5枚程度とする。<br>・略   |    |
| P80 | 【基本的な考え方】<br>車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、利用できる便所が少ないことである。だれもが便所を快適に利用できるようにするためには、200cm 角以上の <u>広いスペース</u> の便所や、手すり、オストメイト対応汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドのある便所を複数設置し、利用者が重ならないよう便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。施設の規模が小さく、200cm 角以上のスペースを確保することが困難な場合であっても、可能な限りゆとりのあるスペースを確保した便所を設置することで、多くの人の行動範囲を広げることになる。<br>以下、略 | P80 | 【基本的な考え方】<br>車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、利用できる便所が少ないことである。だれもが便所を快適に利用できるようにするためには、200cm 角以上の <u>広椅子スペース</u> の便所や、手すり、オストメイト対応汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドのある便所を複数設置し、利用者が重ならないよう便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。施設の規模が小さく、200cm 角以上のスペースを確保することが困難な場合であっても、可能な限りゆとりのあるスペースを確保した便所を設置することで、多くの人の行動範囲を広げることになる。<br>以下、略 |    |

| ページ  | 正   | ページ  | 誤  | 備考 |
|------|---|------|--|----|
| P82  | <p>(便房の大きさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは、原則として概ね内法で 200cm×200cm 以上し、直径 150cm 以上の<b>円が内接できる程度の空間</b>を確保する。又、車椅子から便座への移乗は便器の側面（障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易）又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりを付ける必要がある。又、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。内接する円は、車椅子のフットサポートの高さでの動きを配慮する。洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。</li> <li>●略</li> <li>●ただし、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下の施設等（公共施設を除く。）で 200cm×200cm 以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で 130cm×200cm（直進及び側方進入）以上、又は、150cm×180cm（側方進入）以上の簡易型<b>車椅子</b>使用者用便房を確保する。</li> </ul> | P82  | <p>(便房の大きさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは、原則として概ね内法で 200cm×200cm 以上し、直径 150cm 以上の<b>円程度が内接できる空間</b>を確保する。又、車椅子から便座への移乗は便器の側面（障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易）又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりを付ける必要がある。又、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。内接する円は、車椅子のフットサポートの高さでの動きを配慮する。洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。</li> <li>●略</li> <li>●ただし、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下の施設等（公共施設を除く。）で 200cm×200cm 以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で 130cm×200cm（直進及び側方進入）以上、又は、150cm×180cm（側方進入）以上の簡易型<b>車いす</b>使用者用便房を確保する。</li> </ul> |    |
| P90  | <p>【図 8-9】車椅子使用者が利用しやすい洗面台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>水栓</b>の操作しやすい寸法（30cm 程度）</li> <li>・<b>膝</b>より下が入ることに配慮する</li> </ul>   | P90  | <p>【図 8-9】車椅子使用者が利用しやすい洗面台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>水洗</b>の操作しやすい寸法（30cm 程度）</li> <li>・<b>ひざ</b>より下が入ることに配慮する</li> </ul>   |    |
| P97  | <p>《手すり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化経路として整備した敷地内の通路の傾斜路及び階段には、両側に手すりを設ける。</li> <li>・略</li> </ul>   | P97  | <p>《手すり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化経路<b>等</b>として整備した敷地内の通路の傾斜路及び階段には、両側に手すりを設ける。</li> <li>・略</li> </ul>  |    |
| P99  | <p>【図 9-4】敷地内の通路に傾斜路を設けた例</p> <p>*手すりの太さを統一</p>   |      |  |    |
| P100 | <p>構造(有効幅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開<b>に</b>した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保</li> </ul>  | P100 | <p>構造(有効幅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保す</li> </ul>  |    |

| ページ  | 正  | ページ  | 誤  | 備考 |
|------|--|------|--|----|
|      | する。整備基準で定めている幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅 140cm 以上）を見込んだものである。   |      | る。整備基準で定めている幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅 140cm 以上）を見込んだものである。  |    |
| P103 | <b>コラム</b><br><b>【参考】機械式駐車場技術基準（主な内容）</b><br>・人の通路は、幅 90cm 以上、高さ 190cm 以上、段差及びすき間は <b>2cm</b> 以下とすること。<br>・以下、略  | P103 | <b>コラム</b><br><b>【参考】機械式駐車場技術基準（主な内容）</b><br>・人の通路は、幅 90cm 以上、高さ 190cm 以上、段差及びすき間は <b>20cm</b> 以下とすること。<br>・以下、略                               |    |
| P111 | <b>【図 13-2】案内所までの経路例</b><br><b>●直進方向へ進む風除室は省略可能</b>  |      |  | 追記 |
| P112 | <b>視覚障害者誘導用ブロック</b><br>●略<br>●点状ブロック等は注意喚起をするものなので、段差部分、危険箇所の <b>手前に 30cm 離して敷設する。また、誘導方向が変化する部分にも点状ブロックを敷設する。</b><br>●略<br>●略<br>●略<br>●略<br><b>●進行方向を変更する必要のない風除室内は、線状ブロック等・点状ブロック等を敷設しなくてもよい。</b><br>○略<br>●略<br>○略 | P112 | <b>視覚障害者誘導用ブロック</b><br>●略<br>●点状ブロック等は注意喚起をするものなので、段差部分、危険箇所の <b>前面、誘導方向が変化する部分などに、30cm 離して敷設する。</b><br>●略<br>●略<br>●略<br>●略<br>○略<br>●略<br>○略 | 追記 |
| P120 | 《空間》<br>・略<br>・ <b>車椅子</b> で浴槽に接近できるスペースを確保する。   | P120 | 《空間》<br>・略<br>・ <b>車いす</b> で浴槽に接近できるスペースを確保する。   |    |
| P121 | <b>【図 14-3】小規模な浴室の例</b><br>・ <b>50cm</b> 程度<br><br><b>【図 14-4】浴槽の大きさの例</b><br>・ <b>50cm</b>  | P121 | <b>【図 14-3】小規模な浴室の例</b><br>・ <b>55cm</b> 程度<br><br><b>【図 14-4】浴槽の大きさの例</b><br>・ <b>55cm</b>  |    |
| P123 | <b>【図 15-2】手すり付き洗面化粧台</b>  | P123 | <b>【図 15-2】手すり付き洗面化粧台</b>  |    |

| ページ  | 正   | ページ  | 誤   | 備考 |
|------|---|------|---|----|
|      | ・鏡（鏡下端は <u>カウンターの上</u> ）  |      | ・鏡（鏡下端は <u>洗面器上端から</u> ）  |    |
| P127 | <p>車椅子使用者用客室の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●略</li> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>●車椅子<u>使用者</u>の通路となる部分に、通行の支障となる段差や物を設置しない。</li> <li>●略</li> </ul> <p>以下、略</p> | P127 | <p>車椅子使用者用客室の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●略</li> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>○略</li> <li>●車椅子の通路となる部分に、通行の支障となる段差や物を設置しない。</li> <li>●略</li> </ul> <p>以下、略</p>             |    |
| P129 | <p>宿泊者特定経路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●略</li> <li>●略</li> <li>●略</li> <li>●宿泊者特定経路が移動等円滑化経路と重複する場合は、宿泊者特定経路の基準は適用しない。</li> <li>○移動等円滑化経路として整備する。</li> </ul>               | P129 | <p>宿泊者特定経路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●略</li> <li>●略</li> <li>●略</li> <li>●宿泊者特定経路が移動等円滑化経路<u>等</u>と重複する場合は、宿泊者特定経路の基準は適用しない。</li> <li>○移動等円滑化経路<u>等</u>として整備する。</li> </ul> |    |
| P136 | <p>《設 備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>・略</li> <li>・略</li> <li>・略</li> </ul> <p>・略</p>   | P136 | <p>《設 備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>・略</li> <li>・略</li> <li>・略</li> <li>・<u>乳幼児を連れた観覧者に配慮して、周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室を設ける。</u></li> <li>・略</li> </ul>               | 削除 |
| P141 | <p>【図 19-3】歩行者デッキの例</p> <p>高齢者、障害者等の利用が多く見込まれる箇所では、<u>原則</u>、エレベーターを配置する</p> <p>手すりの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段・通路の両側に設置する</li> <li>・原則として2段とする</li> </ul>          | P141 | <p>【図 19-3】歩行者デッキの例</p> <p>高齢者、障害者等の利用が多く見込まれる箇所では、<u>可能な限り</u>、エレベーターを配置する</p> <p>手すりの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段・通路の両側に設置する</li> <li>・原則として2段<u>式</u>とする</li> </ul> |    |

| ページ  | 正  | ページ  | 誤  | 備考         |
|------|--|------|--|------------|
|      | 視覚障害者等の頭が階段にぶつかる前に <b>杖</b> が当たるように、 <b>柵</b> 、ベンチ、植栽等を適宜設ける   |      | 視覚障害者等の頭が階段にぶつかる前に <b>つえ</b> が当たるように、 <b>さく</b> 、ベンチ、植栽等を適宜設ける   |            |
| P145 | 【図 21-1】授乳室（複数利用）の配置例<br><b>車椅子使用者</b> が使えるおむつ交換スペースを設けることが望ましい  | P145 | 【図 21-1】授乳室（複数利用）の配置例<br><b>車椅子いす使用者</b> が使えるおむつ交換スペースを設けることが望ましい  |            |
| P148 | <b>望ましい整備</b><br>《授乳スペース》<br>・略<br>・授乳用の椅子は、体勢が安定する背もたれ付き <b>の</b> ものとする。  | P148 | <b>望ましい整備</b><br>《授乳スペース》<br>・略<br>・授乳用の椅子は、体勢が安定する背もたれ付きものとする。  |            |
| P152 | 3. 手すり<br>(1) 略<br>(2) 略<br>(3) 手すりは「 <b>2.9</b> 手すり」を参照する。  | P152 | 3. 手すり<br>(1) 略<br>(2) 略<br>(3) 手すりは「 <b>2.8</b> 手すり」を参照する。  |            |
| P154 | 【 <b>基本的な考え方</b> 】<br>屋上・バルコニーは生活上うるおいの場であり、避難上有効な場所でもあることから、車椅子利用者等を含めすべての人の利用を配慮したものとする。又、屋上、バルコニーは利用居室等に該当するため、そこまでの経路を移動等円滑化経路 <b>等</b> として整備する必要がある。                    | P154 | 【 <b>基本的な考え方</b> 】<br>屋上・バルコニーは生活上うるおいの場であり、避難上有効な場所でもあることから、車椅子利用者等を含めすべての人の利用を配慮したものとする。又、屋上、バルコニーは利用居室等に該当するため、そこまでの経路を移動等円滑化経路として整備する必要がある。                    |            |
| P160 | 2.水飲み器<br>(1) 略<br>(2) 略<br>(3) 水飲み水栓は、光電管式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のもの <b>は</b> 手動式のもの <b>と</b> 併設する。なお、使用の始めに勢い良く水が出ないように調節し、給水量の調節 <b>が</b> できるものとする。<br>(4) 略<br>(5) 略<br>(6) 略 | P160 | 2.水飲み器<br>(1) 略<br>(2) 略<br>(3) 水飲み水栓は、光電管式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のもの <b>は</b> 手動式のもの <b>と</b> 併設する。なお、使用の始めに勢い良く水が出ないように調節し、給水量の調節できるものとする。<br>(4) 略<br>(5) 略<br>(6) 略 |            |
| P168 | <b>望ましい整備</b>  | P168 | <b>望ましい整備</b>  | 全文<br>差し替え |
| P169 | 【図 30-1】 <b>滑り試験機</b>  | P169 | 【図 30-1】 <b>滑り試験器</b>  |            |



| ページ  | 正  | ページ  | 誤  | 備考 |
|------|--|------|--|----|
| P170 | 1.非常口・避難経路<br>(1) 略<br>(2) 避難経路には、点滅誘導灯及び誘導音響装置を設けるとともに、煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、 <u>床面</u> や腰の高さにも併設する。<br>(3) 略                                      | P170 | 1.非常口・避難経路<br>(1) 略<br>(2) 避難経路には、点滅誘導灯及び誘導音響装置を設けるとともに、煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、 <u>床</u> や腰の高さにも併設する。<br>(3) 略 |    |
| P171 | <u>【図 31-4】一時待避エリアの表示例</u>   |      |  | 新規 |
| P172 | 4. 文字・色<br>(1) 略<br>(2) 書体は、日本語、 <u>英語とも基本的に「UD フォント」のゴシック体を使用する(英語の場合はプロポーショナルフォントを用いる)。英語は、シーゴ (Segoe) 又はフルティガー(Frutiger)を使用することもできる。</u><br>(3) 略<br>以下、略 | P172 | 4. 文字・色<br>(1) 略<br>(2) 書体は、日本語は <u>ゴナDB (又はゴシック)</u> 、 <u>英語はヘルベチカレギュラー (又はアライアル)</u> を使う。<br>(3) 略<br>以下、略           |    |
| P175 | <u>【図 32-3】サインの例 ■規制サインの場合</u><br><u>JIS Z8210 : 2017 6.2.5</u>  | P175 | <u>【図 32-3】サインの例 ■規制サインの場合</u><br><u>出典：世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドライン</u>  |    |
| P176 | (レジカウンター)<br>(1) 略<br>(2) 略<br>(3) 客と店員が円滑にお金や商品のやりとりや会話ができるレジカウンターの高さ及び車椅子使用者やベビーカー使用者等が使えるレジの通路幅を <u>確保する。</u><br>(4) 略<br>(5) 略                           | P176 | (レジカウンター)<br>(1) 略<br>(2) 略<br>(3) 客と店員が円滑にお金や商品のやりとりや会話ができるレジカウンターの高さ及び車椅子使用者やベビーカー使用者等が使えるレジの通路幅を<br>(4) 略<br>(5) 略  |    |

### 3 集合住宅編

| ページ  | 正  | ページ  | 誤          | 備考 |
|------|--|------|------------|----|
| P182 | 特定経路<br>●略<br>● <u>地上階又はその直上階のみに住戸がある場合や、地上階</u> | P182 | 特定経路<br>●略 | 追記 |



| ページ  | 正   | ページ  | 誤  | 備考 |
|------|---|------|--|----|
|      | <p>又はその直下階のみに住戸がある場合は、地上階にある各住戸までを特定経路とする。</p> <p>○地上階又はその直上階のみに住戸がある場合や、地上階又はその直下階のみに住戸がある場合においても、全ての各住戸までの経路が特定経路となる。</p> <p>○略</p> |      | ○略   | 追記 |
| P193 | <p>【図 6-1】エレベーターの平面図の例</p> <p>○到着する階、出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置</p>  | P193 | <p>【図 6-1】エレベーターの平面図の例</p> <p>●到着する階、出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置</p> |    |

#### 4 小規模建築物編

| ページ  | 正  | ページ  | 誤  | 備考 |
|------|--|------|--|----|
| P222 | <p>【図 2-2】既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合等の車椅子使用者用便房の例</p> <p>・便器に重なっていた「●有効幅 80cm 以上」を削除</p>                | P222 | <p>【図 2-2】既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合等の車椅子使用者用便房の例</p> |    |
| P222 | <p>【図 2-1】簡易型車椅子使用者用便房の例</p> <p>床から 30cm 程度</p> <p>左側の図に「呼び出しボタン」を追記</p> <p>右側の図に奥行き「180cm」を追記</p> | P222 | <p>【図 2-1】簡易型車椅子使用者用便房の例</p> <p>FL+30cm 程度</p>   |    |

#### 5 道路編

| ページ  | 正   | ページ  | 誤   | 備考 |
|------|---|------|---|----|
| P274 | <p>表示</p> <p>(1) 案内標識の設置に当たっては、「<u>世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドライン</u>」、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(国土交通省)」、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック((財)道路保全技術センター)」等を参照する。</p> <p>(2) 略</p> | P274 | <p>表示</p> <p>(1) 案内標識の設置に当たっては、「<u>世田谷区視覚情報のユニバーサルデザインガイドライン</u>」、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(国土交通省)」、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック((財)道路保全技術センター)」等を参照する。</p> <p>(2) 略</p> |    |

## 6 公園編

| ページ  | 正   | ページ  | 誤  | 備考 |
|------|---|------|--|----|
| P290 | 車椅子利用者用駐車施設<br>(1) 略<br>(2) 駐車スペース路面に国際シンボルマークを、乗降用スペースの路面に斜線又は区画をそれぞれ塗装表示する。<br>(3) 略<br>(4) 略 | P290 | 車椅子利用者用駐車施設<br>(1) 略<br>(2) 駐車スペース路面に国際シンボルマークを、乗降用スペース路面に斜線又は区画をそれぞれ塗装表示する。<br>(3) 略<br>(4) 略 |    |
| P322 | 【図 13-1】 車いす利用者用便房の例<br>(内法 2.0m×2.0m以上の場合)<br>アプローチに配慮して手すりよりも洗面器等が前面に飛び出さないこと                 | P322 | 【図 13-1】 車いす利用者用便房の例<br>(内法 2.0m×2.0m以上の場合)<br>アプローチに配慮して手すりよりも洗面器等が全面に飛び出さないこと                |    |

## 7 公共交通施設編

| ページ  | 正  | ページ  | 誤  | 備考 |
|------|--|------|--|----|
| P361 | 【図 12-6】 階段下の空間の措置例<br>面取り又は隅切りとするなど、安全な措置をとる  | P361 | 【図 12-6】 階段下の空間の措置例<br>曲面又は隅切りとするなど、安全な措置をとる   |    |
| P370 | 車椅子対応型エスカレーター<br>(1) 有効幅は約 1.0m とし、乗降口ステップの水平部分は 3 枚程度、定常段差に達するまでのステップは 5 枚程度とする。また、介助係員の呼び出しインターホン、車椅子使用者が利用できる旨の案内表示を設ける。<br>(2) 略 | P370 | 車椅子対応型エスカレーター<br>(1) 有効幅は約 1.0m とし、乗降口ステップの水平部分は 3 枚程度、通常段差に達するまでのステップは 5 枚程度とする。また、介助係員の呼び出しインターホン、車椅子使用者が利用できる旨の案内表示を設ける。<br>(2) 略 |    |
| P375 | ホームドア等<br>(1) 音声で開閉の案内するなど、車両ドアとホームドア等との間の閉じ込めやはさみこみ防止措置を図る。<br>(2) 略  | P375 | ホームドア等<br>(1) 音声で開閉の案内するなど、車両ドアとホームドア等との間の閉じ込めやはさみこみ防止処置を図る。<br>(2) 略  |    |
| P378 | 【図 17-4】 車いす利用者用便房にオストメイト対応汚物流しを設けた例<br>アプローチに配慮して手すりよりも洗面器等が前面に飛び出さないこと   | P378 | 【図 17-4】 車いす利用者用便房にオストメイト対応汚物流しを設けた例<br>アプローチに配慮して手すりよりも洗面器等が全面に飛び出さないこと   |    |

## 8 路外駐車場編

| ページ  | 正  | ページ  | 誤  | 備考 |
|------|--|------|--|----|
| P409 | 有効幅<br>(1) 略<br>(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の有効幅は、車椅子使用者と人が最低限 <u>すれ違う</u> ことができ、松葉づえ使用者が円滑に通行できる 1.2m以上を確保すること。 | P409 | 有効幅<br>(1) 略<br>(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の有効幅は、車椅子使用者と人が最低限 <u>行き違う</u> ことができ、松葉づえ使用者が円滑に通行できる 1.2m以上を確保すること。 |    |

## 9 資料編

| ページ  | 正   | ページ  | 誤  | 備考 |
|------|---|------|--|----|
| P422 | <b>第 11 条</b><br><u>9 別表第 12 及び別表第 13 に掲げる整備項目のうち、集合住宅の用に供する部分の規模に応じ、条例第 14 条の規定による届出の対象となる計画に係る整備項目については、区長が別に定める。</u><br><u>10</u> 第 6 項、別表第 2 から別表第 6 の 2 までの規定及び別表第 7 から別表第 13 までの規定（別表第 1 の 4 の部 1 の項に定める特定公共的施設のうち世田谷区立公園の生活環境の整備に係る別表第 8 の規定を除く。）は、区長が、これらの規定によることなく整備基準及び集合住宅整備基準（以下「整備基準等」という。）に適合させた場合と同等以上に生活環境の整備が行われていると認めた場合又は地形若しくは敷地の形態、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準等による生活環境の整備が困難であると認めた場合は、適用しないことができる。 | P422 | <b>第 11 条</b><br><u>9</u> 第 6 項、別表第 2 から別表第 6 の 2 までの規定及び別表第 7 から別表第 13 までの規定（別表第 1 の 4 の部 1 の項に定める特定公共的施設のうち世田谷区立公園の生活環境の整備に係る別表第 8 の規定を除く。）は、区長が、これらの規定によることなく整備基準及び集合住宅整備基準（以下「整備基準等」という。）に適合させた場合と同等以上に生活環境の整備が行われていると認めた場合又は地形若しくは敷地の形態、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準等による生活環境の整備が困難であると認めた場合は、適用しないことができる。 | 新設 |
| P493 | 特殊な構造又は使用形態の昇降機<br>①平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 <u>9 号</u> に規定するもの  | P493 | 特殊な構造又は使用形態の昇降機<br>①平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 <u>7 号</u> に規定するもの   |    |
| P495 | <備考><br>※11 整備基準⇒すべての建築物。 <u>ただし次に掲げる建築物は、記載の床面積の合計以上のもの。</u>   | P495 | <備考><br>※11 整備基準⇒すべての建築物、 <u>遵守基準⇒次に掲げる建築物。</u>  |    |

